介護サービス事業者
自主点検表
（平成２７年５月版）

福祉用具貸与

及び

介護予防福祉用具貸与

事業所番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒
事業所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設法人の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設法人の代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入年月日　　平成　　年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　実施方法

（１）毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）複数の職員で検討のうえ点検してください。

（３）点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

（４）「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（５）判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

（６）この自主点検表は福祉用具貸与の運営基準等を基調に作成されていますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与についても指定福祉用具貸与の運営基準等に準じて（福祉用具貸与を介護予防福祉用具貸与に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、**ゴシック体**で書かれた部分については指定介護予防福祉用具貸与事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防福祉用具貸与事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（指定介護予防福祉用具貸与の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（５）に従って記入してください。）。

指定基準は、従来、厚生労働省（国の基準）で定められていましたが、平成２３年の法改正で、指定権者が条例で定めることになりました。

埼玉県では、平成２４年１２月２５日に条例を公布し、県独自の基準を除き、公布の日から施行されています。また、県独自の基準については、平成２５年４月１日から施行されています。

なお、国の基準が項目ごとに、①従うべきもの、②標準とすべきもの、③参酌すべきものに分けられ、これらに応じて条例を定めていますので、「根拠法令」の欄には、県条例の基準に加えて、国の基準等を併記しています。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「条例」	介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例66号）
「平25高介2516-2」	埼玉県経費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について （平成25年3月27日高介第2516-2号埼玉県福祉部高齢介護課長通知）
「法」	介護保険法（平成９年法律第１２３号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）
「平１１厚令３７」	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）
「平１１老企２５」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
「平１２厚告１９」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）

「平１２老企３４」	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱について (平成１２年１月３１日)
「平１２老企３６」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平１８厚労令３５」	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号）
「平１８厚労告１２７」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号）
「平１８老振-0331011号」	福祉用具専門相談員について（平成１８年３月３１日老振発0331011号老健局振興課長通知）
「平１８-0317001号」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）
「平２１老振-0410001号」	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について (平成２１年４月１０日老振発第0410001号老健局振興課長通知)
「平２４厚労告１２０」	厚生労働大臣が定める地域（平成２４年３月１３日厚生労働省告示第120号）
「平２６老発1212第1号」	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（平成２６年１２月１２日老発1212第1号老健局長通知）
「平２７厚労告９２」	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９２号）
「平２７厚労告９６」	厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号）
「平27老振発第0327第3号」	複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成27年3月27日老振発第0327号厚生労働省老健局振興課長通知）
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 （平成１７年法律第１２４号）

介護サービス事業者自主点検表　目次

第１	一般原則	・・・・・・・・・・・・・・・	1
第２	基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・	1
第３	人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・	3
第４	設備に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・	5
第５	運営に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・	6
第６	変更の届出等	・・・・・・・・・・・・・・・	26
第７	介護給付費の算定及び取扱い	・・・・・・・・・・・・・・・	26
第８	その他	・・・・・・・・・・・・・・・	32

自主点検シート（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）			
自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
第１　一般原則			
	①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる・いない	条例第4条第1項 平11厚令37 第3条第1項
	②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	いる・いない	条例第4条第2項 平11厚令37 第3条第2項
	③　サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。	いる・いない	条例第4条第3項
第２　基本方針			
1　福祉用具貸与事業の基本方針	福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	いる・いない	条例第250条 平11厚令37 第193条
2　介護予防福祉用具貸与事業の基本方針	**介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。**	**いる・いない**	**条例第676条 平18厚労令35 第265条**
	※　介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成１１年３月３１日 厚生労働省告示第９３号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成１２年１月３１日 老企第３４号)において定められた種目となります。 ①　車いす 自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす又は介助用電動車いすに限る。 ②　車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。 ③　特殊寝台 サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二　床板の高さが無段階に調整できる機能		法第8条第12項 平11厚告93 平12老企第34

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	④　特殊寝台付属品 　マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。 ⑤　床ずれ防止用具 　次のいずれかに該当するものに限る。 一　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二　水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット ⑥　体位変換器 　空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。 ⑦　手すり 　取付けに際し工事を伴わないものに限る。 ⑧　スロープ 　段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。 ⑨　歩行器 　歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一　車両を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二　四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの ⑩　歩行補助つえ 　松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。 ⑪　認知症老人徘徊感知機器 　認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの ⑫　移動用リフト（つり具の部分を除く。） 　床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。） ⑬　自動排泄処理装置 　尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの 　（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。）		

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	※　２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 （１）それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに１つの福祉用具として判断する。 （２）区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 （３）福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とします。		
第３　人員に関する基準			
	※　「常勤」（用語の定義） 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉用具貸与事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２３条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。		平11老企25 第2の2の(3)
	※　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義） 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平11老企25 第2の2の(4)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	※　「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。		平11老企25 第2の2の(1)
1　福祉用具専門相談員	事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で２人以上配置されていますか。 ※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア　保健師 イ　看護師 ウ　准看護師 エ　理学療法士 オ　作業療法士 カ　社会福祉士 キ　介護福祉士 ク　義肢装具士 ケ　介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修を修了した者(平成27年4月1日時点で養成研修を修了している者に限る) コ　福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者	いる・いない	条例第251条 平11厚令37 第194条 介護保険法施行令第4条第1項 平11老企25 第3の11の1(1) 平26老発1212 第1号 平18老振 0331011第1
	※　ケの「介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修」とは、介護職員初任者研修課程をいいます。 なお、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する１級課程又は２級課程程を修了している者については、介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされます。		施行規則 第22条の31
	※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものです。		平11老企25 第3の11の1(1) ③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
2 介護予防福祉用具貸与事業の福祉用具専門相談員	介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例第677条 平18厚労令35 第266条第2項
3 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	いる・いない	条例252条 平11厚令37 第195条 準用(平11老企25第3の1の1(3))
第４ 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	① 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ 必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとしてください。 ※ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。 ※ ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために、必要な設備又は器材を有しないことができます。	いる・いない	条例253条 平11厚令37 第196条 平11老企25 第3の11の2(1) 平11老企25 第3の11の2(2) 平11厚令37 第196条
	② ①の設備及び器材等の基準は、次のとおりとなっていますか。 ア 福祉用具の保管のために必要な設備 (1) 清潔であること。 (2) 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 イ 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。		平11老企25 第3の11の2(3)
2　介護予防福祉用具貸与事業の設備基準	福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準(上記①及び②)を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例第253条第3項 平18厚労令35 第268条第3項
第５　運営に関する基準			
1　内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	いる・いない	条例第264条準用(第9条) 平11厚令37 第205条 準用（第8条）
	※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア　運営規程の概要 イ　福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　等		準用(平11老企25第3の1の3(1))
	※　同意は、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものです。		準用(平11老企25第3の1の3(1))
2　提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	いない・いる	条例第264条準用（第10条） 平11厚令37 第205条 準用(第9条)
	※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。		準用(平11老企25第3の1の3(2))
	※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		準用(平11老企25第3の1の3(2))

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
3　サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	いる・いない	条例第264条準用（第11条） 平11厚令37第205条 準用(第10条) 準用(平11老企25第3の1の3(3))
4　受給資格等の確認	①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。	いる・いない	条例第264条準用（第12条） 平11厚令37第205条 準用(第11条)
	②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(4))
5　要介護認定の申請に係る援助	①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第264条準用（第13条） 平11厚令37第205条 準用(第12条) 準用(平11老企25第3の1の3(5))
	②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	
6　心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる・いない	条例264条準用（第14条） 平11厚令37第205条 準用(第13条)
7　居宅介護支援事業者等との連携	①　サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例264条準用(第15条) 平11厚令37第205条 準用(第14条)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例264条準用(第16条) 平11厚令37第205条準用(第15条) 準用（平11老企25第3の1の3(6)）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	いる・いない	条例264条準用（第17条） 平11厚令37号第205条準用(第16条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	いる・いない	条例264条準用（第18条） 平11厚令37第205条準用(第17条) 準用（平11老企25第3の1の3(7)
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 当該証書等は、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	いる・いない	条例264条準用（第19条） 平11厚令37第205条準用(第18条) 準用(平11老企25第3の1の3(8))

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
12　サービスの提供の記録	①　サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ア　福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日 イ　種目及び品名 ウ　保険給付の額 エ　その他必要な事項	いる・いない	条例264条 準用（第20条） 平11厚令37 第205条 準用(第19条) 準用(平11老企25 第3の1の3(9))
	②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。	いる・いない	
13　利用料等の受領	①　法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ※ 法定代理受領サービスとして提供される福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割又は２割（法の規定により保険給付の率が９割又は８割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。また、福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能としますが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収することはできません。	いる・いない	条例第254条 平11厚令37 第197条 平11老企25 第3の11の3(1) ①
	②　法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア　利用者に、当該事業が福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ　会計が福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。		準用(平11老企25第3の1の3(10)②)
	③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	いる・いない	平11老企25第3の11の3(1)②
	④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	平11厚令37第197条
	⑤　あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。	いる・いない	平11厚令37第197条
14　保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	いる・いない	条例第264条準用（第22条） 平11厚令37第205条 準用(第21条)
15　福祉用具貸与の基本取扱方針	①　福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	いる・いない	条例第255条 平11厚令37第198条

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	② 事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。	いる・いない	
	③ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	
16 福祉用具貸与の具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。	いる・いない	条例第256条 平11厚令37 第199条
	② サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	いる・いない	
	③ サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	いる・いない	
	※ 電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。		平11老企25 第3の11の3(3) ②
	※ 特に、階段用移動リフトについては、福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、利用者家族等による適切な使用のため、十分な説明をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください。		平21老振 0410001第1-2
	※「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。		平11老企25 第3の11の3(3) ②
	④ サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	いる・いない	条例第256条
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。		平11老企25 第3の11の3(3) ①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		平11老企25 第3の11の3(3) ③
	⑤　居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※　福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	いる・いない	平11老企25 第3の11の3(3) ④
17 福祉用具貸与計画の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。 ※　上記の場合において、特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ※　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	いる・いない	条例第257条 平11厚令37 第199条の2 平11老企25 第3の11の3(3) ⑤
	②　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※　福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	いる・いない	
	③　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	条例第257条
	④　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付していますか。	いる・いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	※　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければなりません。 　なお、福祉用具貸与計画は、二年間保存しなければなりません。		平11老企25 第3の11の3(3) ⑤
	⑤　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	いる・いない	
	⑥　福祉用具専門相談員は、上記①から⑤までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	いる・いない	
	⑦　福祉用具貸与事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、当該福祉用具貸与介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。	いる・いない	平11老企25 第3の1の3 （13）の6準用
18　高齢者虐待の防止	①　事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 （高齢者虐待に該当する行為） ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	いる・いない	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
	② 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待防止のための措置を講じていますか。	いる・いない	高齢者虐待防止法第5条
	③　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。	いる・いない	高齢者虐待防止法第21条

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
19　利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア　正当な理由なしに福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	いる・いない	条例第264条準用（第27条） 平11厚令37 第205条 準用(第26条)
20　管理者の責務	①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる・いない	条例第264条準用(第56条) 平11厚令37 第205条 準用(第52条)
	②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる・いない	
21　運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。)を定めていますか。 ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種、員数及び職務内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 オ　通常の事業の実施地域 カ　その他運営に関する重要事項	いる・いない	条例第258条 平11厚令37 第200条
	※　エの「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「利用料」としては、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（１割負担）、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものです。		平11老企25 第3の11の3(4) ①
	※　エの「取り扱う種目及び利用料」について、運営規程に複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定を設けることができます（介護予防福祉用具貸与も同様）。この場合、あらかじめ都道府県等に減額の規定を届け出ることが必要です。		平27老振発第0327第3号

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	１．複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 ・ 同一の利用者に２つ以上の福祉用具を貸与する場合とます。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により２つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず２つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定します。 ２．減額対象の福祉用具の範囲 ・ 指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具が対象です。 例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額対象として設定できます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器 ３．減額する際の利用料の設定方法 ・ すでに届け出ている福祉用具の利用料（単品利用料）に加えて、減額の対象とする利用料（減額利用料）を設定します。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。 ・ 本取扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。 ・ 特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定します。 ４．減額の規定の整備 ・ 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります。 ５．減額利用料の算定等 ・ 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るＱ＆Ａ(vol.2)」（平成15年6月30日事務連絡）で示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。 ６．利用者への説明 ・ 本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得てください。 ７．居宅介護支援事業所等への連絡 ・ 指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において、区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度関係事業所が必要な情報を共有してください。		

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	８．その他留意事項 ・　減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定してください。 ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※　カの「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。		準用(平11老企25第3の1の3(17)③) 平11老企25第3の11の3(4)②
22　勤務体制の確保等	①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※　原則として月ごとの勤務表を作成してください。 ※　事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。	いる・いない	条例第264条準用(第108条) 平11厚令37第205条準用(第101条) 準用(平11老企25第3の1の3(5)①) 平11老企25第3の11の3(8)②イ
	②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。) ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ※　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 　なお、保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、居宅基準第203条第3項の規定に留意してください。	いる・いない	条例第264条準用（第108条第2項） 平11老企25第3の11の3(8)②ロ

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
23　適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 ※　福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。 また、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。	いる・いない	条例第259条 平11厚令37 第201条 平11老企25 第3の11の3(5)
24　福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	いる・いない	条例第260条 平11厚令37 第202条
25　衛生管理等	①　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	いる・いない	条例第261条 平11厚令37 第203条
	②　回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。 ※　福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。 なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意してください。	いる・いない	平11老企25 第3の11の3 (6)①
	③　上記②の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において文書により取り決めていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ア　当該委託等の範囲 イ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が、運営基準に従って適切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 エ　当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 オ　当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項		平11老企25 第3の11の3(6) ②
	※　当該福祉用具貸与事業者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。		平11老企25第3の11の3(6)③
	※　エの指示は、文書により行わなければなりません。		平11老企25第3の11の3(6)④
	※　ウ及びオの確認の結果の記録を２年間保存しなければなりません。		平11老企25第3の11の3(6)⑤
	④　上記③により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	いる・いない	
	⑤　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	いる・いない	
26　掲示及び目録の備え付け	①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	いる・いない	条例第262条 平11厚令37 第204条
	※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。		
	②　利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
27　秘密保持等	①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。 ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	いる・いない	条例第264条準用（第35条） 平11厚令37 第205条 準用(第33条)
	②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講じてください。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(21)②)
	③　サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(21)③)
	④　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 **「個人情報の保護に関する法律」**の概要 ア　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督すること エ　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること	いる・いない	個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。		
28　広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	いない・いる	条例第264条準用（第36条） 平11厚令37 第205条 準用(第34条)
29　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない・いる	条例第264条準用（第37条） 平11厚令37 第205条 準用(第35条)
30　苦情処理	①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第264条準用（第38条） 平11厚令37 第205条 準用(第36条)
	※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。 エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	いる・いない	準用(平11老企25第3の1の3(23)①)
	②　上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	いる・いない	
	※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。		準用(平11老企25第3の1の3(23)②)
	※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	※　苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	
	④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。	いる・いない	
	⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	
	⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。	いる・いない	
31 地域との連携	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。	いる・いない	条例第264条準用（第39条） 平11厚令37第205条 準用(第36条の2) 準用(平11老企25第3の1の3(24))
32　事故発生時の対応	①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	いる・いない	条例第264条準用（第40条） 平11厚令37第205条 準用(第37条) 準用(平11老企25第3の1の3(25))
	②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、２年間保存しなければなりません。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。 ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	いる・いない	
	④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	いる・いない	
33　会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年3月１０日 老計第８号） イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年3月２８日 老振発第１８号） ウ　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成２４年３月２９日　老高発第０３２９第１号）	いる・いない	条例第264条準用（第41条） 平11厚令37 第205条 準用(第38条) 準用(平11老企25第3の1の3(26))
34　記録の整備	①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる・いない	条例第263条 平11厚令37 第204条の2
	②　利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 ア　福祉用具貸与計画 イ　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録 ウ　条例第261条第4項（基準第203条第4項）に規定する結果等の記録 エ　条例第27条（基準第26条）に規定する市町村への通知に係る記録 オ　条例第38条第2項（基準第36条第2項）に規定する苦情の内容等の記録 カ　基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない	平11老企25 第3の11の2(7)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
（予防）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
1　介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	①　介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※　サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	いる・いない	条例第688条 平18厚労令35 第277条
	②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	
	③　サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的とするものであることを常に意識していますか。	いる・いない	
	④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	いる・いない	平11老企25 第4の3の11(1) ②
2　介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。	いる・いない	条例第689条 平18厚労令35 第278条
	② サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	いる・いない	
	③　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる・いない	
	④　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	⑤　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。 　自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。	いる・いない	平11老企25 第4の13の11 (2)②
	⑥　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 ※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 　特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。	いる・いない	平11老企25 第4の13の11 (2)③
3 介護予防福祉用具計画の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。 ※　上記の場合において、特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。 ※　介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 　なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	いる・いない	条例第690条 平18厚労令35 第278条の2 平11老企25 第4の11の(3) ①
	②　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平11老企25 第4の11の(3) ②
	③　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	
	④　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付していますか。 ※　介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければなりません。 　なお、介護予防福祉用具貸与計画は、２年間保存しなければなりません。	いる・いない	平11老企25 第4の11の(3) ③
	⑤　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。	いる・いない	
	⑥　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 ※　事業者は、介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告が義務づけられるとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）が義務づけられています。 　介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしています。	いる・いない	平11老企25 第4の11の(3) ④
	⑦　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	いる・いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも１回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。		平11老企25 第4の11の(3) ④
第６　変更の届出等			
	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を知事（県福祉事務所等）に届け出ていますか。	いる・いない	法第75条第1項
	※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ　申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該福祉用具貸与の指定に係る事業に関するものに限る。） エ　事業所の平面図及び設備の概要 オ　事業所の管理者の氏名,生年月日,住所及び経歴 カ　福祉用具の保管及び消毒の方法（他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容） キ　運営規程 ク　当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ケ　役員の氏名、生年月日及び住所		施行規則131条 第1項第11号
	※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を知事(県福祉事務所等)に届け出てください。		法第75条第2項
第７　介護給付費の算定及び取扱い			
１　福祉用具貸与費の算定	福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該福祉用具算定与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。	いる・いない	平12厚告19 別表11
	※　搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しません。		平12厚告19 別表11の注1

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
2　特別地域福祉用具貸与加算	①　当該福祉用具貸与事業所が下記の地域に所在する場合にあっては、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該福祉用具貸与費の１００分の１００に相当する額を限度として所定単位数に加算していますか。 ※　特別地域加算対象地域 飯能市（名栗）、ときがわ町（大椚）、 秩父市（浦山/上吉田/大滝）、 横瀬町（芦ヶ久保）、　皆野町（金沢/日野沢）、 小鹿野町（三田川/倉尾/両神）、本庄市（本泉）、 神川町（矢納） ※　「通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費等を勘案して、合理的に算出してください。	いる・いない	平12厚告19 別表11の注1 平24厚労告120 平12老企36 第2の9(1)
	②　上記の交通費の額及び算定方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載していますか。	いる・いない	
	③　運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を、サービスの提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対するサービス提供に関する記録として保存していますか。	いる・いない	
	④　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の１００分の１００に相当する額を限度として加算していますか。（この場合、交通費の額が当該１００分の１００に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にしてください。）	いる・いない	
3　中山間地域等小規模事業所加算	下記の地域に所在し、かつ下記の施設基準に適合する福祉用具貸与事業所にあっては、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。	いる・いない	平12厚告19 別表11の注2

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	※　中山間地域等小規模事業所加算対象地域 飯能市（風影・阿寺/八徳/上・下久通）、 越生町（梅園）、ときがわ町（大椚以外の都幾川）、 秩父市（吉田/荒川）、 横瀬町（芦ヶ久保以外の全域）、皆野町（三沢）、 小鹿野町（三田川・倉尾・両神以外の全域）、 東秩父村（全域）、神川町（矢納以外の神泉）、 寄居町（風布）、春日部市（宝珠花）		平12老企36 第2の9(1)④ 平27厚労告92
	※　厚生労働大臣が定める施設基準 １月当たり実利用者数が１５人以下の福祉用具貸与事業所であること。		平27厚労告96
	※　実利用者数とは、前年度（３月を除く）の１月当たりの平均実利用者数をいいます。		
4　中山間地域等住居者加算	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。	いる・いない	平12厚告19 別表11の注3
	※　中山間地域等住居者加算対象地域 前記２の特別地域福祉用具貸与加算対象地域もしくは上記３の中山間地域等小規模事業所加算対象地域		平24厚労告120
	※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越える場合には、算定する交通費の支払を受けることはできません。		平12老企36 第2の9(1)⑤
5　要介護１の者等に係る福祉用具貸与費	①　要介護状態区分が要介護１である者に対して、使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。	いない・いる	平12厚告19 別表第11の注4
	※　対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）		
	②　要介護状態区分が要介護１、要介護２又は要介護３である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。	いない・いる	平12厚告19 別表11の注4

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　ただし、厚生労働大臣が定める者（９５号告示第２５号のイ）で定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護１の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護１、要介護２及び要介護３の者をいう。以下において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ア　原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 イ　ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断することとなる。 　なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。		平12老企36 第2の9(2)
	ウ　上記アにかかわらず、次のⅰ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。 　この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。		
	ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第９５号告示第２５号のイに該当する者 （例：パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ） ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第９５号告示第２５号のイに該当することが確実に見込まれる者 （例：がん末期の急速な状態悪化） ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第９５号告示第２５号のイに該当すると判断できる者 （例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避） 注）括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	※　基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 ア　当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 イ　当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。		平12老企36 第2の9(2)
6　サービス種類相互の算定関係	特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費、（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していませんか。	いない・いる	平12厚告19 別表第11の注5
（予防）介護予防福祉用具貸与費の算定及び取扱い			
1　介護予防福祉用具貸与費の算定	介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数(１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)で算定していますか。	いる・いない	平18厚労告127 別表の11
2　特別地域介護予防福祉用具貸与加算	事業所が下記の地域に所在する場合における交通費の加算の取扱いについては、福祉用具貸与費と同様ですが、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。 ※　特別地域介護予防福祉用具貸与加算対象地域 飯能市（名栗）、ときがわ町（大椚）、秩父市（浦山/上吉田/大滝）、横瀬町（芦ヶ久保)、皆野町（金沢/日野沢）、小鹿野町（三田川/倉尾/両神）、本庄市（本泉）、神川町（矢納）	いる・いない	平18厚労告127 別表11の注1
3　中山間地域等小規模事業所加算	下記の地域に所在し、かつ下記の施設基準に適合する福祉用具貸与事業所については、福祉用具貸与費と同様ですが、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。 ※　中山間地域等小規模事業所加算対象地域 飯能市（風影・阿寺/八徳/上・下久通）、越生町（梅園）、ときがわ町（大椚以外の都幾川）、秩父市（吉田/荒川）、横瀬町（芦ヶ久保以外の全域）、皆野町（三沢）、小鹿野町（三田川・倉尾・両神以外の全域）、東秩父村（全域）、神川町（矢納以外の神泉）、寄居町（風布）、春日部市（宝珠花）	いる・いない	平18厚労告127 別表11の注2

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
	※　厚生労働大臣が定める施設基準 １月当たり実利用者数が５人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。		平27厚労告96
4　中山間地域等住居者加算	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与費と同様ですが、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。 ※　中山間地域等住居者加算対象地域 前記２の特別地域福祉用具貸与加算対象地域もしくは上記３の中山間地域等小規模事業所加算	いる・いない	平18厚労告127 別表11の注3
5　要支援者に係る介護予防福祉用具貸与費	①　要支援者１又は要支援２の者（以下「軽度者」という。）に対して、使用が想定しにくい以下の介護予防福祉用具貸与の種目を貸与した場合、介護予防福祉用具貸与費を算定していませんか。 ※　対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防　止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	いない・いる	平18厚労告127 別表第11の注4
	※　ただし、厚生労働大臣が定める者（９５号告示第２５号のイ）で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ア　原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 イ　ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防支援事業者が判断することとなる。 なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 ウ　上記アにかかわらず、次のⅰ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。 この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した居介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。		平18老計・老振・老老-0317001 第2の11(2)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠法令
	ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第９５号告示第２５号のイに該当する者 （例：パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ） ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第９５号告示第２５号のイに該当することが確実に見込まれる者 （例：がん末期の急速な状態悪化） ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第９５号告示第２５号のイに該当すると判断できる者 （例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避） 注）括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。		
	※　基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 ア　当該軽度者の担当である介護予防支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 イ　当該軽度者に担当の介護予防支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。		平18老計・老振・老老-0317001 第2の11(2)②
6　サービス種類相互の算定関係	介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していませんか。	いない・いる	平18厚労告127 別表11の注5
第８　その他			
1　介護サービス情報の公表	指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 ※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えるサービスが対象。	いる・いない	法第115条の35第1項 施行規則 第140条の44

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト		根拠法令
2　法令遵守等の業務管理体制の整備	①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日　　[平成　　年　　月　　日] 法令遵守責任者　職名[　　] 氏名[　　] ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容 ◎事業所の数が20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 ◎事業所の数が20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ◎事業所の数が100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要	いる・いない	法第115条の32第1項 施行規則第140条の39
	②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。	いる・いない	
	③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア　介護報酬の請求等のチェックを実施 イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ　業務管理体制についての研修を実施している オ　法令遵守規程を整備している カ　その他（　　）	いる・いない	
	④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる・いない	